

岩手県告示第454号

平成28年4月15日付け岩手県報第11571号掲載保安林の指定（平成28年岩手県告示第398号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林に係る通知の要旨

- (1) 保安林の所在場所 久慈市夏井町鳥谷第5地割49
- (2) 所在が不明である通知の相手方 高田直道

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所